

国会公契第 66 号
国官技第 405 号
国営管第 586 号
国営計第 165 号
国港総第 795 号
国港技第 103 号
令和 3 年 3 月 31 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿
東北 総 務 部 長 殿
関東地方整備局 企 画 部 長 殿
北陸 港 湾 空 港 部 長 殿
営 繕 部 長 殿

大臣官房
会 計 課 長
技 術 調 査 課 長
官庁営繕部管理課長
官庁営繕部計画課長
港湾局
総 務 課 長
技 術 企 画 課 長
(公印省略)

「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」の
一部改正について

東日本大震災に係る復旧・復興事業の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における公共工事（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 1 項に規定される公共工事^注。以下同じ。）の前金払の特例を設けることについては、「東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について」（平成 24 年 3 月 30 日付け国地契第 106 号、国官技第 371 号、国営管第 539 号、国営計第 121 号、国港総第 759 号、国港技第 153 号）により適切な運用を図るよう通知したところである。

今般、「土地等の買収代価並びに公共工事の代価の前金払及び中間前金払について（通知）」（令和 3 年 3 月 29 日付け国官会第 27028 号）において財務大臣との協議が成立した旨通知されたことを受けて、「東日本大震災に伴

う国の公共工事の前金払の特例について」(平成24年3月30日付け国地契第106号、国官技第371号、国営管第539号、国営計第121号、国港総第759号、国港技第153号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

注) 工事並びに設計・調査、測量及び機械類の製造をいう。

記

記1. を次のとおり改める。

1. 対象工事等

- (1) 特例の対象となる公共工事は、平成23年3月12日(東日本大震災発生日の翌日)から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結したものであって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるものとする。
- (2) (1)に規定する工事には、施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがるもの及び国庫債務負担行為に係るものを含むものとする。